平成 27 年 11 月 25 日

各　　位

会　社　名：**日本乾溜工業株式会社**
代表者名：代表取締役社長　　沢井博美
（コード番号　1771　福証）
問合せ先
役職・氏名　：取締役総務企画部長　後藤　信博
（ TEL　092-632-1050 ）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年11月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年12月18日開催予定の第78期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．提案の理由

平成27年５月１日に施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第33条及び第44条の規定の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第33条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（社外取締役との責任限定契約） 第 33 条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役との責任限定契約） 第 33 条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（社外監査役との責任限定契約） 第 44 条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（監査役との責任限定契約） 第 44 条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日：平成27年12月18日

定款変更の効力発生日：平成27年12月18日

以　上